

一般社団法人 釧路市医師会定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人釧路市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道釧路市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び都道府県医師会並びに郡市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって国民の健康と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進捗に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健の向上に関する事項
- (9) 保健医療の充実に関する事項
- (10) 医事法規の整備に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医療経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13) 会員の相互扶助、福利厚生に関する事項
- (14) 釧路市医師会看護専門学校の設置運営並びに看護職養成に関する事項

(15) 釧路市医師会健診センターの設置運営に関する事項

(16) 釧路市夜間急病センターの管理運営に関する事項

(17) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町及び鶴居村において行うものとする

第3章 会 員

(構成員)

第5条 本会は、次条及び第7条の規定により入会した医師をもって構成する。

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、第4条2項の区域内において就業所を有する医師（当該区域内に就業所を有しなくなった後も引き続き入会しようとする者を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同した医師とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 本会の会員は、北海道医師会及び日本医師会の会員になることができる。

(入会及び異動)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をしなければならない。

2 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様に、その届出をしなければならない。

3 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、会長がその再入会を承認することができる。

4 前項の申告があったとき、会長は、裁定委員会に対し、審議裁定に付託することができる。

(任意退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

第9条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金（以下「会費等」という。）を本会に納入しなければならない。

2 前項の会費等は、使途が定められているものを除き、毎事業年度の管理運営費に使用するものとする。

3 会費等の額並びに徴収方法は、総会の決議を経て、別にこれを定める。会費等の額並びに徴収方法を変更するときも同様とする。

4 第31条に定める名誉会員及び特別の事情がある者にたいしては、総会の決議を経て、前項の規定にかかわらず会費等の額を減免することができる。

(会員の義務)

第10条 会員は、本会の定款を守り、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

(会員の権利)

第11条 会員がその業務上の権利を侵害され、又は名誉を毀損されたと認めるときは、これを本会に申告することができる。

2 前項の申告があったとき、会長は、裁定委員会に対し、審議裁定に付託することができる。

(報告・発表・意見具申)

第12条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができる。

2 会員は、本会の事業について意見を具申することができる。

(会員の制裁)

第13条 会長は、会員について次の各号の何れかに該当する、又はその他正当な事由があると認めるときは、戒告又は除名の処分をすることができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損した者

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者

2 前項の規定により戒告処分をするときは、理事会の決議を又は除名処分をするときは、総会の決議を経て行うものとする。

3 除名処分をしようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

4 会長は、戒告又は除名処分をした会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、本会、北海道医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

5 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告するものとする。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく、第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) すべての会員が同意したとき
- (3) 当該会員が任意退会又は死亡したとき
- (4) 第13条(会員の制裁)の規定に基づく除名処分を受けたとき

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費等の賦課徴収及び減免に関する事項
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催・招集)

第 17 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 6 月に 1 回開催し、会長がこれを招集する。ただし時宜により事業年度終了後 3 ヶ月以内の日に開催することができる。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。

4 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的とその理由を記載した書面をもって臨時総会招集の要求があったときは、会長は、6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 総会を招集するときは、少なくとも 1 週間前には会議の目的である事項、日時及び場所を会員に通知しなければならない。

(議長及び副議長の選定)

第 18 条 議長及び副議長は、総会において、会員の中から各 1 名選定する。

2 議長及び副議長の任期は 2 年とする。ただし、任期満了であっても後任者の選任があるまでは、その職務を行わなければならない。

(議長及び副議長の職務)

第 19 条 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

3 議長は、総会の議事録を作成し、これに会議の顛末を記載しなければならない。

4 議事録の作成に関して必要な事項は、別に定める。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

第5章 役員等

(役員等)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、本会会員の中から、監事は、本会会員または外部の有識者から総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 役員選任に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

(役員の子族等割合の制限)

第24条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員職務)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位によりその職務を代行する。

4 理事は、分担して会務を掌理する。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

4 理事又は監事は、再任を妨げない。

5 理事又は監事に欠員が生じたときは、速やかに補欠の選任を行う。

6 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、その行為が、法令、定款若しくは決議に違反し、理事又は監事としての品位を著しく欠いたとき、総会の決議によって解任することができる。

2 裁定委員会は、第 1 項の規定による理事及び監事の解任にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告するものとする。

3 前項の裁定を行うに当たっては、裁定委員会は当該理事及び監事に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(役員等の報酬)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(役員等の責任免除)

第 30 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会員)

第 31 条 本会は、本会に特別に功績があった会員を名誉会員とすることができる。

2 名誉会員は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 名誉会員には、本会の会費等を賦課しない。

(顧問)

第 32 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 5 顧問は理事会の決議によって解任することができる。
- 6 顧問は無報酬とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、顧問には費用を弁償することができる。

(北海道医師会代議員及び予備代議員)

第 33 条 北海道医師会代議員及び予備代議員の選出方法等は、北海道医師会の定めるところによる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

(招集)

第 36 条 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

3 その他理事会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 39 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7 名の裁定委員をもって組織する。

3 裁定委員は、本会会員の中から総会の議決を経て、会長が選任する。

4 裁定委員の任期は、第 27 条第 1 項（役員の任期）の規定を準用する。

5 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼務禁止)

第 40 条 裁定委員は、本会の役員及び他の医師会の役員並びに裁定に関する委員を兼務することができない。

(裁定委員の行う裁定)

第 41 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

- (1) 第 7 条第 4 項に関する事項
- (2) 第 13 条第 5 項に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 第 28 条第 2 項に規定する役員解任に関する事項
- (4) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 本会の裁定に不服のある者は、北海道医師会に、北海道医師会に不服のある者は、日本医師会に異議の申し立てをすることができる。

(紛議に関する調停)

第 42 条 裁定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その調停を行う。

- (1) 会員相互間その他の紛議に関する調停

(裁定委員会に関する運用)

第 43 条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第 44 条 会長は、必要と認めるときは、理事会に諮り部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 9 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 45 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政官庁等に対する意見表明)

第 46 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政官庁等に対して意見を述べるることができる。

第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第47条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 会長は毎事業年度終了後3箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

3 貸借対照表は、第2項の定時会員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第 52 条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第 53 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 54 条 本会に、事務局を置く。

2 本会の事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 12 章 雑 件

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 56 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 57 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行規則)

第 58 条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(公告)

第 59 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

2 この法人の最初の会長は杉元紘一とする。

(裁定委員に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

5 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

6 平成 24 年 9 月 24 日 一部改正

令和 2 年 7 月 1 日 一部改正